(6)　ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

| | | |
|---|---|---|
| i | 要支援１ | 616単位 |
| ii | 要支援２ | 765単位 |

b　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

| | | |
|---|---|---|
| i | 要支援１ | 616単位 |
| ii | 要支援２ | 765単位 |

(二)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

| | | |
|---|---|---|
| i | 要支援１ | 641単位 |
| ii | 要支援２ | 779単位 |

b　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

| | | |
|---|---|---|
| i | 要支援１ | 641単位 |
| ii | 要支援２ | 779単位 |

注１　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟(指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(4)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

| | |
|---|---|
| (一)　療養環境減算(I) | 25単位 |
| (二)　療養環境減算(II) | 25単位 |

４　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

| | |
|---|---|
| イ　夜間勤務等看護(I) | 23単位 |
| ロ　夜間勤務等看護(II) | 14単位 |
| ハ　夜間勤務等看護(III) | 14単位 |
| ニ　夜間勤務等看護(IV) | ７単位 |

５　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。